

射水市国民健康保険財政の現状と今後の見通しについて

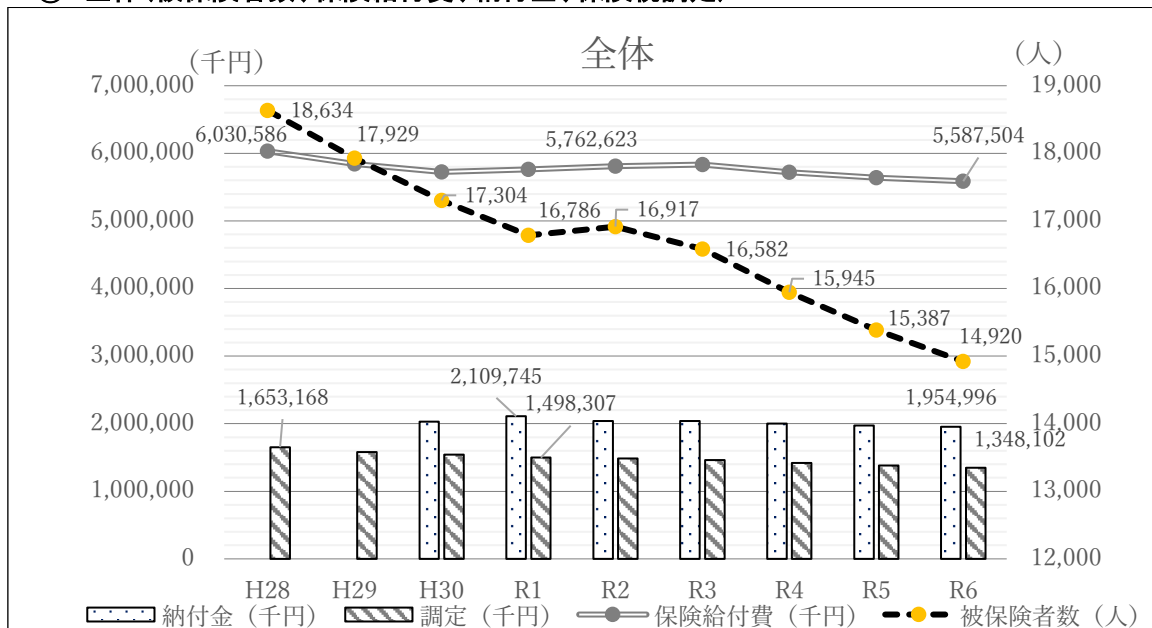
1 概要

平成30年度の国保制度改革（県単位化）により財政運営の仕組みが変わってから2年が経過し、2年遅れで確定する制度改革前の前期高齢者交付金の精算を令和元年度に終えたことから、現状を整理し、今後の見通しを立てたもの。

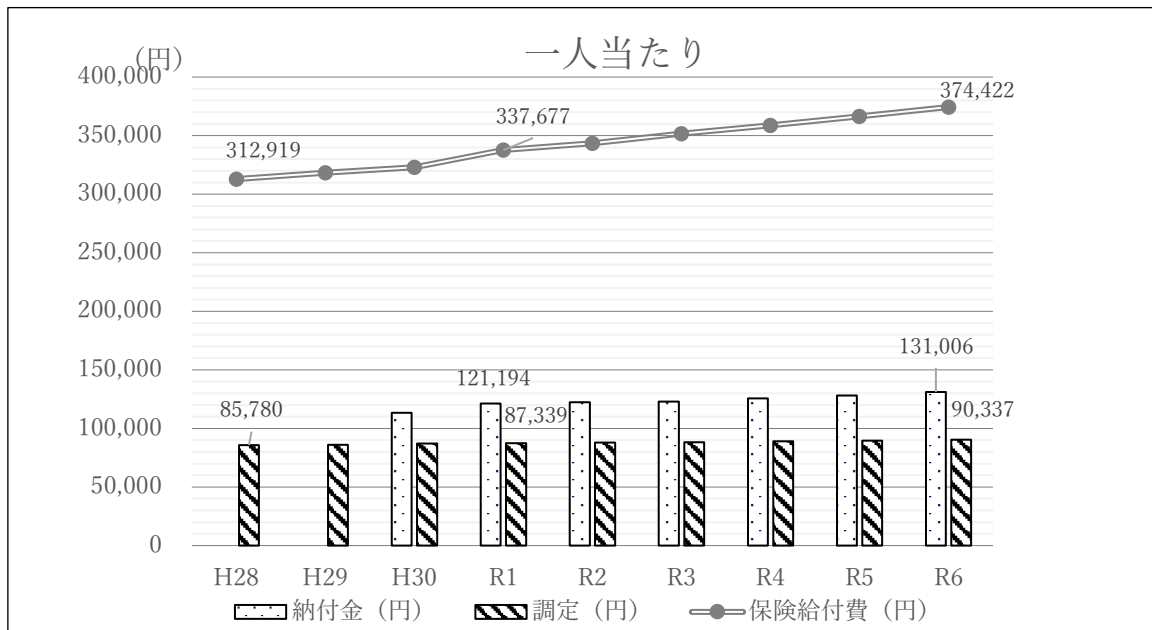
2 推計について（令和6年度まで）

本市の国民健康保険においては、後期高齢者医療への移行等により被保険者数が減少する一方で、被保険者の高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等の影響により一人当たり保険給付費の増加とともに、県に納める一人当たり納付金も年々増加していくことが予想される。

① 全体（被保険者数、保険給付費、納付金、保険税調定）



②一人当たり（保険給付費、納付金、保険税調定）



3 保険財政の今後の見通しについて

単位：千円

		令和元年度	令和2年度 (予算案)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
歳入	主なもの						
	国民健康保険税	1,492,078	1,465,351	1,426,052	1,400,377	1,379,336	1,348,874
	県支出金	5,960,101	5,960,608	5,998,696	5,889,497	5,806,521	5,754,904
	一般会計繰入金・その他収入	868,046	700,863	503,129	489,927	478,363	468,685
歳入計		8,320,225	8,126,822	7,927,877	7,779,801	7,664,220	7,572,463
歳出	主なもの						
	保険給付費	5,792,859	5,810,939	5,831,296	5,722,097	5,639,121	5,587,504
	国保事業費納付金	2,212,295	2,038,301	2,040,295	2,002,088	1,973,056	1,954,996
	保健事業費・その他支出	292,537	277,582	204,842	204,842	204,842	204,842
歳出計		8,297,691	8,126,822	8,076,433	7,929,027	7,817,019	7,747,342
形式収支		22,534	0	△ 148,556	△ 149,226	△ 152,799	△ 174,879
単年度収支		△ 276,734	△ 124,105	△ 148,556	△ 149,226	△ 152,799	△ 174,879
一人当たり不足見込額(円)		△ 16,131	△ 7,335	△ 8,957	△ 9,357	△ 9,928	△ 11,719

不足分を基金で補填した場合の年度末基金残高（見込）

単位：千円

	令和元年度	令和2年度 (予算案)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
基金積立額	54,104	22,587	0	0	0	0
基金繰入額	300,000	146,692	150,000	150,000	110,383	0
年度末基金残高	534,488	410,383	260,383	110,383	0	0

- ・被保険者数が減少している一方で、一人当たり納付金は年々増加傾向にあることから、今後は不足額が大きくなる見込みである。
- ・現在は、不足額を基金からの繰入れで補填しており、このままの状態が続くと令和4年度末には基金残高が1億1千万円余りとなる。
- ・本市の現行保険税率は平成20年度から改定しておらず、県が示す標準保険料率と大きく乖離しており、また県内でも本市の保険税率は低い状況となっている。

<参考>射水市の保険税率の状況(令和2年度)

	医療分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分			国民健康保険料(税)合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
(参考)射水市標準保険料率	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円
現行税率	6.37	26,246	17,847	2.57	10,414	7,081	2.51	12,827	6,376	11.45	49,487	31,304
射水市順位(現行税率)	9位	10位	3位	9位	15位	14位	14位	14位	6位	14位	15位	10位

	最大		最小		格差
所得割	11.60%	富山市、魚津市	9.90%	南砺市、射水市	1.17倍
均等割	48,500円	魚津市	34,300円	射水市	1.41倍
平等割	40,700円	舟橋村	25,500円	氷見市	1.60倍

4 保険税率の検討について

◎基本的な考え

- ・県内における将来的な保険料水準の統一を見据え、県が示す標準保険料率に近づけることが必要である。
- ・基金残高は、最低でも2億円以上を確保する必要がある。
(本市の基金保有額の適正規模は2億8千万円(過去3か年の保険給付費平均の5%)と考えている。)
- ・現行の富山県国民健康保険運営方針の対象期間が令和5年度までであり、令和6年度以降、保険料水準の統一について具体的な議論がなされていく予定であること、また、激変緩和措置が令和5年度までの時限的な措置であることから、令和5年度までに不足額を解消することが必要である。

これらのことを踏まえ、今後の保険税率改定に向けた検討が必要であると考えている。